

雇用安定措置について

2023 年 1 月 1 日
株式会社エクセル

- 雇用安定措置とは、派遣労働者が派遣就業終了後も“働きたい”と希望した際に、派遣元事業主が講じる措置の事です。

2015 年 9 月 30 日に労働者派遣法が改正され、同一組織内で継続して派遣就業できる期間は最長 3 年間で定められました。

- 派遣終了後の雇用安定のために、派遣元から以下の措置が講じられます。

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供
- ③ 派遣元での無期雇用
- ④ その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置

- エクセルでは、派遣労働者が現派遣先での直接雇用を希望する場合は、上記①を講じ、直接雇用に至らなかった場合は、②～④ のいずれかの措置を実施します。

◆雇用安定措置のイメージ◆

